［適工第 16 号書式］

設計検査引受承諾書

1　一般財団法人岩手県建築住宅センター（以下「センター」という。）は、申請書及び添付図書に記載された建築物等の計画が住宅金融支援機構の定める基準に適合しているか検査し、適合している場合は設計検査に関する通知書を交付する。

2　センターは、前項の検査にあたり、当該申込みに係る計画に住宅金融支援機構の定める基準への適合の判断が困難である場合は、申請者に対して説明又は追加の資料の提出を求めることができ、また、申請者はそれに応じる。

3　申請者は、センターに対してセンターが規定する手数料を現金又は、銀行振込みにより納入するものとする。
なお、銀行振込みの場合は、センターが発行する振込依頼書により契約の締結日から 5 日以内に納入するものとし、それに要する費用は申請者の負担とする。
ただし、センターがやむを得ない事由があると認めた場合は、別の収納方法によることができる。

4　適合証明業務手数料は　　円とする。

5　対象住宅の規模　　造　　階建　　戸　　床面積の合計　　㎡

6　この契約書は 2 通作成し当事者記名押印の上、各自 1 通を所持し、一般財団法人岩手県建築住宅センター適合証明業務約款に基づき適合証明業務を履行する。

平成　　年　　月　　日

申請者　　住所
氏名　　印

（センター）　盛岡市盛岡駅西通一丁目 7 番 1 号
一般財団法人岩手県建築住宅センター
理事長　　印